

報告テーマ： **マイノリティの集団的権利**

ーマイノリティ概念から自決権行使主体への接近可能性ー

2019年1月14日

日本平和学会関西地区研究会・学生平和研究会合同研究集会

大阪大学大学院国際公共政策研究科

博士前期課程2年 島本奈央

はじめに：問題の所在

・自決権行使主体としての「人民」＝集団的権利

⇔

・マイノリティ¹＝個人の権利

1. 集団的権利の問題と背景

➤ 集団的権利の歴史

・第一次世界大戦後戦間期→条約や協定に集団的権利が盛り込まれる。

Ex.) 効果的参加権²、自治権

↓

・第二次世界大戦時→ヒトラーによる集団的権利の悪用

↓

・第二次世界大戦後→集団の権利がタブー化され、個人の人権偏重が進む。

➤ 自決権の個人の人権化

・自決権の「飼い慣らし」³

個人の人権保障→内的自決権の保障→自決権の保障→自決権の個人の人権への落とし込み

➤ 集団的権利の必要性

・人民→自決権は個人の権利とされた瞬間、「人民」は分離独立や自治などの集団的権利の

¹ マイノリティの定義は意図的に曖昧にされがちである。本稿におけるマイノリティは自由権規約 27 条における「種族的、宗教的又は言語的少数民族」に限定し、またカポトルチのマイノリティの四条件を参考にした定義づけを行っている。

² 効果的参加権とは、国家の意思決定に効果的に参加する権利を指し、民主主義制度の多数決原則により、人口において相対的に数的に少ないマイノリティの意見が国の政策に反映されないという内在的な制度的欠陥を埋める役割を担っている。具体的には、アファーマティブ・アクションや国会に特別代表を送ることなどを指す。

³ 松井芳郎「試練に立つ自決権—冷戦後のヨーロッパの状況を中心に」桐山孝信・杉島正秋・船尾章子編『転換期国際法の構造と機能』（国際書院、2000年）484-485頁。

行使が不可能となってしまう。

・マイノリティ→集団としてそのアイデンティティを保持する手段と資源を持たなければ、マイノリティの声が意思決定に正確に反映されない。

➤ マイノリティにおける集団的権利

マイノリティは自由権規約 27 条による個人の人権保障のみ

*自由権規約 27 条

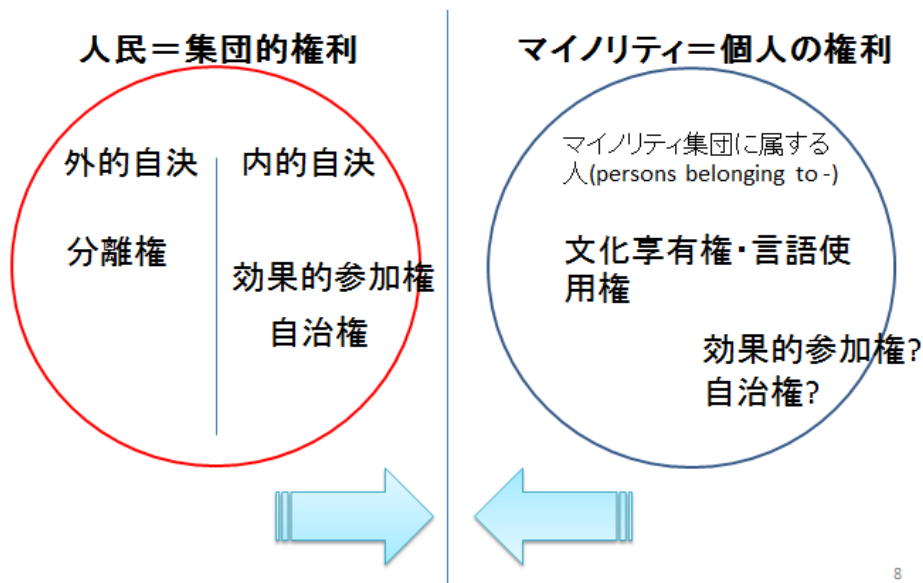
In those States in which ethnic, religious or linguistic minorities exist, **persons belonging to such minorities** shall not be denied the right, in community with the other members of their group, to enjoy their own culture, to profess and practice their own religion, or to use their own language.

「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」

→自決権における集団的権利の性質が軽視され、マイノリティも集団的な意思決定をできず、自らのアイデンティティが危うくなってしまう恐れがある。

2. 人民とマイノリティの接近可能性

問い：自決権行使主体である「人民」とマイノリティの権利は、集団的権利と個人の権利として、本当に明確に二分されているといえるのか？



1. 人民とマイノリティの性質の類似性

➤ 人民

・国際法律家委員会の東パキスタン事件調査において⁴

1. 共通の歴史的伝統、2. 人種的または種族的アイデンティティ、3. 文化的同質性、4. 言語的単一性、5. 宗教的・観念的類似性、6. 領土的結合、7. 共通の経済生活、のうち一部ないしは全部を共有している

・ブラウンリーによる定義⁵

人種または国籍は重要な要素の一つだが、他にも文化的、言語的、宗教的、そして集団心理の優位性が共通している。

➤ マイノリティ

1997年カポトルチによるマイノリティの4条件⁶

1. 特定国家における市民であること、2. 支配的地位になく、民族的・宗教的・言語的性質が多数を占める民族と異なっていること、3. 連帯の感情を持っていること、4. それらの習慣を維持発展させること

*少数者権利宣言等のマイノリティ諸条約においては、定義づけによる具体化を回避する為、曖昧な文言に留められている。

2. 自決権付与と救済的分離概念からの理論と実行

[理論]

Q. 人民にのみ、なぜ自決権が特別に付与されてきたのか？

A. 第二次世界大戦後、自決権は植民地的状況からの脱却を目指す人民にのみ、その権利は付与されてきた。

↓

しかし現在、非植民地化は終焉を迎えた、にもかかわらず、独立を達成した諸国の内部における被抑圧状況や民族的分断が起こっている。

↓

内的自決を通じた民主的統治が自決権の中心目標に

↓

もはや植民地状況にのみ特別な権利を与える理由は失われ、人々は抑圧国家から解放されなければならないとする、「救済的分離」の概念が生まれた。

[実行]

⁴ Thomas D. Musgrave, *Self-Determination and National Minorities*, (Oxford Monographs in International Law, 2000), p.161.

⁵ Ian Brownlie “The Rights of Peoples in Modern International Law” in James Crawford (ed.), (Clarendon Press, 1998), p.5.

⁶ Francesco Capotorti, *Study on the Rights of Persons Belonging to Ethnic, Religious and Linguistic Minorities*, E/CN.4/Sub.2/384/Rev.1 (1977), para.568.

➤ 1998年カナダ連邦最高裁判所によるケベック分離事件に関する諮問意見
従来の自決権行使主体である人民の条件

1. 植民地状況、2. 外国占領支配状況
- +
3. 大規模で組織的な人権抑圧状況（救済的分離説）

ケベック最高裁判決によって、古典的な植民地状況にはあてはまらない、「人民ではなかった人が人民になる」ことが確認された。

➤ 救済的分離による、2008年のコソボ分離独立
アルバニア系「マイノリティ」が自決権を有する「人民」に転換した事例

*学説上、あるマイノリティ集団に対する人権侵害が段階ごとに甚大となっていくと、徐々に「人民」という集団として認識され始める⁷。つまり、国際法上の分離権は一義的に決まるのではなく、むしろ内的自決の達成度合いに応じて評価が変動する⁸。

3. 中間主体からの理論と実行

[理論]

先住民族は元々マイノリティ＝個人の人権のみの保障

↓

先住民族の保護は27条の権利保護の限界

↓

集団的権利は自由権規約第1条の自決権の範囲の権利であり、27条の権利ではカバーしきれない。

↓

2007年先住民族権利宣言によって、先住民族に限られた範囲（内的自決権のみ）ではあるが自決権を認められ、27条の権利の限界を超えて、先住民族の権利保証が可能に

↓

先住民族というマイノリティに集団的権利を認めたことで、人民とマイノリティの間の中間的な主体を生み出し、両者の法的境界が更に曖昧化

[実行]

➤ 先住民族

→マイノリティでありながら、人民として自決権や自治権を有する主体

⁷ 伊藤一頼「自決権による国家形成が残した内政上の課題」戦争と平和の法的構想41号、日本平和学会、53頁。

⁸ Antonio Cassese, *Self-Determination of Peoples: A Legal Reappraisal* (Cambridge University Press, 1995) p.120.

2007 年先住民族権利宣言

前文

Recognizing and reaffirming that indigenous peoples possess **collective rights** which are indispensable for their existence, well-being and integral development as peoples...

先住民族が彼等の人民としての存在、福利並びに全体の発展に不可欠な**集団的権利**をもつことを認識しかつ再確認する。

第 3 条

Indigenous **peoples have the right to self-determination**. By virtue of that right they freely determine their political status and freely pursue their economic, social and cultural development.

先住民族は、**自決の権利を有する**。この権利に基づき、先住民族は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追及する。

第 4 条

Indigenous peoples, in exercising their right to self-determination, have **the right to autonomy or self-government** in matters relating to their internal and local affairs, as well as ways and means for financing their autonomous functions.

先住民族は、自らの自決の権利を行使する際に、その内部的及び地域的事項並びにその自治機能に資金を調達するための方法及び手段について**自律又は自治の権利**を有する。

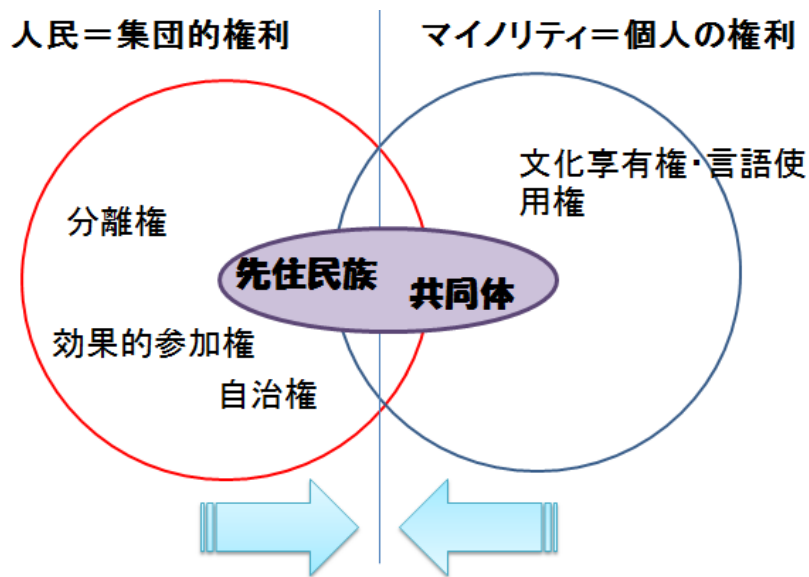
- 1993 年リヒテンシュタイン条約草案の主体である、集団的権利としての自治権を有するとされる「共同体」

同条約草案第 1 条(a) 共同体の定義

「共同体」は「独自の集団」であり、「国家内部の限定された地域に居住」しており、「条約の関連規定の効果的適用のために十分な組織」を有していることが必要とされる⁹。

→前述した「人民」と「マイノリティ」の定義と、非常に似通った定義が成されている事がわかる。

⁹ Sir Arthur watts, “The Liechtenstein Draft on Self-Determination Through Self-Administration : A Commentary” in W.Dauspeckgruber (ed), The Self-Determination of Peoples, Lyanne Rienner Publishers (2002), p.367.



11

⇒以上より、人民とマイノリティの性質の類似性を踏まえた上で、二つの事例の理論と実行から、人民とマイノリティが法的にも接近しつつあることが明らかになった。

おわりに：今後の課題

結論

以上より、人民とマイノリティの接近を明らかにしたが、このことにより人民とマイノリティが接近している部分に関しては、マイノリティにも集团的権利、例えば効果的参加権や自治権が国際法上認められる可能性が示唆される。

今までは、ある種国家からのチャリティといった形でしか認められてこなかった、効果的参加や自治が権利として、適切にマイノリティに付与されることによって、マイノリティとマジョリティが互いに参加し合える平和的な社会を創るための一考察を行っていききたい。

今後の課題

1. 人民とマイノリティはどこまでが接近していて集团的権利がマイノリティにも認められるのか、また、どこからは確実に重複せずマイノリティは権利性を認められないのか未だ不明確である点
2. 集団内部における、集团的権利と個人の権利の相克について

主な参考文献

➤ 日本語文献

伊藤一頼「自決権による国家形成が残した内政上の課題」戦争と平和の法的構想 41号、日本平和学会。

金東勲『国際人権法とマイノリティの地位』（東信堂、2003年）。

小坂田裕子『先住民族と国際法—剥奪の歴史から権利の承認へ—』（信山社、2017年）。

櫻井利江「欧州における民族的少数者保護基準の発展—効果的参加権・自治・集団としての権利をめぐる—」『同志社法学』第59巻2号（2007年）。

櫻井利江「4. 自決権の現在—非植民地化以後の内的自決の役割—」『変転する国際社会と国際法の機能』内田久司先生追悼論文集（信山社、2018年）。

孫占坤「国際法における「自治」の概念とその機能」『法政論集』202号（2004年）。

玉井雅隆『CSCE 少数民族高等弁務官と平和創造』（国際書院、2014年）。

松井芳郎「試練に立つ自決権—冷戦後のヨーロッパの状況を中心に」桐山孝信・杉島正秋・船尾章子編『転換期国際法の構造と機能』（国際書院、2000年）。

山形英郎「二十一世紀国際法における民族自決の意義」『法政論集』245号（2012年）。

➤ 外国語文献

Barten, U. (2016). *Minorities, Minority Rights and Internal Self-Determination*.

Brownlie, I. (Clarendon Press). *The Rights of Peoples in Modern International Law*. (J. Crawford, Ed.) Clarendon Press.

Cassese, A. (1995). *Self-Determination of Peoples: A Legal Reappraisal*. New York.

Frank, T. (1992). Emerging Right to Democratic Governance. *AJIL*, Vol. 86.

Musgrave, T. D. (2000). *Self-Determination and National Minorities*. Oxford Monographs in International Law.

Watts, S. A. (2002). The Liechtenstein Draft on Self-Determination Through Self-Administration: A Commentary. (W. Dauspeckgruber, Ed.) *The Self-Determination of Peoples*.